

介護支援専門員証の交付等に係る各種手続きにおけるマイナンバーの提出について

【概要】

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部が改正され、令和6年12月1日から施行されることに伴い、介護支援専門員証の交付等に係る下記の手続きを行う場合には、申請書にマイナンバーを記載することが義務化されました。

| 該当手続き | 申請書様式 | 関係する法定研修（参考） |
|----------------------|---------|------------------|
| 介護支援専門員の登録 | 様式第1号 | 実務研修 |
| 介護支援専門員証の新規交付 | | 実務研修 再研修 |
| 登録の移転の申請 | 様式第2号 | |
| 介護支援専門員証の書換え交付（氏名変更） | 様式第3号の1 | |
| 介護支援専門員証の再交付 | 様式第6号 | |
| 介護支援専門員証の有効期間の更新 | 様式第7号 | 更新研修、専門研修、主任更新研修 |

【申請時の添付書類】

申請書に記載いただいたマイナンバーの本人確認として、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条の規定により、番号確認（申請書等に記載されたマイナンバーが正しいかの確認）と身元確認（手続きを行っている者がマイナンバーの正しい持ち主であるかの確認）を行う必要があります。そのため、該当する手続きに係る申請を行う場合には、下記のとおり添付書類が必要となりますので、御確認をお願いします。

次のイ又はロのいずれかの写し

イ マイナンバーカード（両面）

ロ 住民票又は住民票記載事項証明書（いずれも個人番号が記載されたものに限る。）及び顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、パスポート等）

※申請種別に応じて、上記のほかに添付が必要な書類等（介護支援専門員証、手数料、研修修了証等）が別途ありますので、申請書掲載ページ及び申請書を確認願います。

【申請書提出方法】

申請書の送付時は、マイナンバーが記載された申請書等の漏えい、紛失等の事故を防止するため、可能な限り追跡可能な特定記録等による方法で提出するようにお願いします。